

⚠️ オトナも新社会人も 新生活スタート後に気をつけたい消費者トラブル

●【相談例1】知らない事業者がいきなり!? “訪問販売”トラブル

聞いたことがない電力会社の代理店を名乗る者が訪問してきて、「マンションの上の階から訪問している」「皆さん電力会社を変更している」と言われた。

社宅なので、変更は勤務先の意向と思い、契約してしまっただが、自分自身で契約したことを思い出し、変更は自分で決めるものと気付いた。契約を取り消したい。

・クーリング・オフ
できる場合もあります

・不安であればきっぱり
断る!



●【相談例2】新生活でも気をつけたい“もうけ話”トラブル

SNSで「副業」を検索したところ、動画配信サービスにアップする動画作成の副業が表示された。早い人なら1カ月で元が取れると言われたため、約50万円の作成講座を契約したが、契約後、送られてきたURLの内容は、SNSで発信されている内容と全く同じ講座で、無料で見られるものだった。返金してほしい。

うまい話に飛びつかない!!



●【相談例3】ネット回線などの“通信契約”トラブル

賃貸マンションに住んでいる。「光回線を契約しているお客様宛の案内です。安いプランがあります」と電話があり、契約先の光回線事業者かと思いましたが、実際は別の光回線事業者の代理店からの電話だった。曖昧な対応をしたが勝手に契約されたのではないかと心配だ。

料金プランやサービス内容をよく確認!



飲料用ペットボトルへの 移し替えはやめましょう！

喉が渇きやすい季節になりました…

●飲料用ペットボトルに飲料以外のものを移し替えて中身を誤飲したという事故情報が医療機関ネットワーク(※)に寄せられています。

※国民生活センターと消費者庁の共同で、医療機関から事故情報の提供を受けているもの

●中には、重篤な化学性肺炎に至った事故もあります。



●飲料用ペットボトルへの洗剤や殺虫剤などの移し替えは絶対にやめましょう



清涼飲料水 洗濯用合成洗剤



清涼飲料水 消毒液



←飲料用ペットボトルに移し替えると色が似ている飲料と区別が出来ません。

※独立行政法人国民生活センターHP

「飲料用ペットボトルへの移し替えはやめましょう！—洗剤や殺虫剤などの誤飲事故が発生しています—」

(https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20260204_2.html#gyoukai) より一部抜粋・編集して掲載

5月は消費者月間です

今年のテーマ：

「見える情報 見えない仕組み
～AI時代の消費者力を高めるために～」
詳しくは、消費者庁HP※へ

※消費者庁HP「令和8年度消費者月間」

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/gekkan/2026/)



▶少しでも不安に思ったら



●消費者ホットライン 188

●警察相談専用電話 #9110

最寄りの消費生活センター等につながります
受付時間は窓口によって異なります

けいさつ相談室につながります
受付時間 月～金（祝日、年末年始を除く）8:30～16:30